

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願4種類44件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業基本法が制定された1963年から今日までの間に、我が国経済は大きく変貌してきた。右肩上がりのキャッチアップ型経済は終焉を迎える、国際経済社会のトップランナーたる地位にある我が国の経済は世界の先行モデルに学ぶことはもはやできず、不確実性のリスクを負いながらフロンティアを開拓していくかなくてはならない状況にある。このような状況の中で経済構造改革を推進し、新たな産業を創出していくためには、外的環境の変化に対し、自らリスクに挑戦し柔軟かつスピーディに対応できる創造性に富んだ経済主体の存在が何よりも重要となってきており、本来的に機動性・柔軟性を有する中小企業の役割に期待が集まっている。このような状況を踏まえ、平成11年6月1日、小渕内閣総理大臣は中小企業政策審議会に「我が国の経済及び中小企業を取り巻く状況を踏まえ、21世紀に向けた新たな中小企業の在り方について、貴審議会の意見を求める。」との諮問を行い、同審議会は9月22日に答申を提出した。これを受け、また、長期にわたる景気の低迷にあって早急な中小企業対策が求められていたこともあり、政府は第146回国会を「中小企業国会」と位置づけ、以下の3件の法律案を提出了。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案は、中小企業政策の基本理念を「大企業と中小企業間に存する生産性等の諸格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」へと転換すること、新たな基本理念に基づく政策の基本方針と施策の具体的な方向を定めること、中小企業者の範囲を拡大すること、範囲の拡大に伴って関係する32の法律を改正すること等を主な内容としている。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、21世紀に向けての産業構造の在り方、政府によるこれまでの中小企業施策の評価、中小企業の定義改正の妥当性、小規模企業対策の充実等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、10項目の附帯決議が付された。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案は、中小企業の事業活動の活性化を図るために、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、信用保証協会法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業団体の組織に関する法律、沖縄振興開発金融公庫法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の7法律を一括して改正するものであり、その主な内容は、中小企業の発行する私募債への信用保証の付与、担保に乏しいベンチャー企業への資金供給制度の創設、創業者と小規模企業者等の経営基盤強化に資する無利子融資制度の創設、事業協同組合等から会社への組織変更規定の導入、エンジェル税制の対象拡大等である。

金融経済

中小企業

新事業創出促進法の一部を改正する法律案は、著しい成長発展を目指し、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援しようとするもので、その主な内容は、ストックオプション付与の上限引き上げ及び対象範囲の拡大、無議決権株式の発行要件の緩和等である。

委員会においては、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、私募債導入の是非、ベンチャー企業の技術を評価する「目利き」の育成、中小企業税制の見直し等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党による反対討論の後、両案は多数をもって可決された。なお、それぞれ4項目の附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成11年10月29日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年11月17日（水）（第2回）

- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることが決定した。

○平成11年11月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣、深谷通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、長勢労働政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官、橋自治政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年11月19日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、河村文部政務次官、細田通商産業政務次官、林大蔵政務次官、長勢労働政務次官、村井金融再生政務次官、茂木通商産業政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年11月22日（月）（第5回）

- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について参考人日本商工会議所中小企業委員会委員長大西隆君、全国中小企業団体連合会会长和田貞夫君、豊橋創造大学経営情報学部教授黒瀬直宏君及びグッドウィル・グループ株

式会社代表取締役会長折口雅博君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案**（閣法第1号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年11月24日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 中小企業基本法等の一部を改正する法律案**（閣法第1号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官、長勢労働政務次官、小此木文部政務次官、橘自治政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第1号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成11年12月9日（木）（第7回）

- 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、両案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成11年12月13日（月）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について深谷通商産業大臣、林大蔵政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月14日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案についてニッショーマシン株式会社代表取締役社長寺内一秀君、日本インベストメント・ファイナンス株式会社代表取締役社長堀井慎一君及び株式会社ひたちなかテクノセンター常務取締役河野通忠君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

行った。

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案
(閣法第72号) (衆議院送付)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案 (閣法第73号) (衆議院送付)

以上両案について深谷通商産業大臣、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第72号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

(閣法第73号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○請願第16号外43件を審査した。

○中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業基本法等の一部を改正する法律案 (閣法第1号)

【要 旨】

本法律案は、中小企業に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業基本法を改正し、基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、中小企業施策の対象となる中小企業者の範囲を拡大するために関係法律の規定を改正しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業基本法の一部改正

(1) 中小企業者の範囲

中小企業者の範囲を定めている資本の額及び従業員数等の基準について所要の改正を行い、その範囲を拡大する。

(2) 基本理念

独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(3) 中小企業施策の基本方針

政府は、以下の基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずる。

- ① 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- ② 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。

- ③ 経済的・社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- ④ 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

2 中小企業基本法の改正に伴う関係法律の改正

中小企業者の範囲が変更されることに伴い、関係の32法律について中小企業者の定義等に関する所要の改正を行う。

3 附則

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、下請代金支払遅延等防止法の一部改正、小売商業調整特別措置法の一部改正及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正並びに関連の附則については、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(2) 経過措置

所要の経過措置に関する規定等を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、中小企業が我が国経済活力の源泉であることを再確認の上、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るために一層の努力を傾注するため、本法施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 中小企業者の範囲の拡大に伴い、既存の中小企業者に対する施策が後退することとなるよう、特に小規模企業や個人事業者に対し十分な配慮を払い、これら企業を支援する施策の一層の充実に努めるとともに、本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な制度整備、予算等の確保に努めること。また、大企業系の企業が中小企業に該当することとなるよう留意すること。
- 2 本法に係る中小企業者の範囲に係る常時使用する従業員についての解釈は、雇用実態等を勘案しつつ、原則として、2ヵ月を超えて使用される者であり、かつ、通常の所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と概ね同等である者とすること。一方、パートタイム労働者に依存せざるを得ない中小企業者が多くなっている実情も踏まえ、経済情勢の変化等を迅速・的確に反映させるため、今後とも中小企業者の範囲に係る基準を含め、10年程度を目途に本法の見直しについて柔軟に対応すること。
- 3 中小企業者がものづくりの基盤技術の振興のために行う失業者・高齢者の受入れ、従業員の労働条件の向上のための努力、技能・技術の継承及び人材育成等の努力に対し、特段の支援措置を講ずること。
- 4 中小企業者に対する積極的な各種施策の周知徹底、中小企業施策情報に対するアクセスの容易化、本法施行に伴う中小企業関係法制・税制・予算措置の整理統合・合理化作業への早急な取組、各種申請手続等の簡素化・迅速化を行うこと。
- 5 中小企業の経営の革新及び創業の促進を図るため、創業の意義及び必要性に対する国民の关心及び理解の増進に努め、企業家精神の涵養のための教育分野における取組を強化するとともに、ベンチャー企業と投資家を適切に結びつける資本市場制度等の整備、資金の円滑な供給、十分な情報の提供など必要な施策を的確に実施し、中小企業者や創

業者等の自立意欲を高めるよう努めること。

- 6 中小企業・ベンチャー企業政策における税制の重要性の観点から、事業承継税制や各種ベンチャー税制等について、早急にその見直し・改善を図ること。
- 7 中小企業者に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引を排除するため、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法及び建設業法を、元請下請関係の実態などに十分に留意しつつ、厳正・迅速に運用すること。
- 8 中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止するため、分野調整法等の調整制度を遵守し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保に努めること。
- 9 地域経済における中小企業の重要性にかんがみ、地方公共団体が地域の特性に応じた柔軟な中小企業関連施策の実施が可能となるよう、使いやすい施策メニューを提示する等格段の工夫を図るほか、民間能力の活用も含め地方公共団体の対応能力の向上を促すように十分配慮すること。
特に、都道府県支援センター等地域における中小企業支援拠点を整備するに当たっては、地方公共団体の財政事情等も踏まえ、既存機関・施設の有効活用等に努めるとともに、適切な人材の配置や活用が図られるよう十分配慮すること。
- 10 新たな中小企業施策の実効を期するため、商工会議所、商工会等各種中小企業団体の組織及び人材の再活性化を図るよう、必要な措置を講ずること。
右決議する。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案 (閣法第72号)

【要 旨】

本法律案は、中小企業の事業活動の活性化等を図るため、中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化、中小企業組合の組織の活性化、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化等を行うべく、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、信用保証協会法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業団体の組織に関する法律、沖縄振興開発金融公庫法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の7本の法律並びにその他の関係する法律の規定の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業の事業活動に必要な資金供給の円滑化

(1) 中小企業信用保険法及び信用保証協会法の改正

信用保証協会の業務として、中小企業者の発行する社債に係る債務の保証を行う業務を追加するとともに、信用保証協会が当該社債に係る債務保証を行う場合に、一定の要件の下で中小企業総合事業団との間で保険関係が成立する制度を創設する。

(2) 中小企業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の改正

中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務として、中小企業者が新たに発行する社債を取得できる制度を創設する。

(3) 中小企業近代化資金等助成法の改正

中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要

な助成を行う現行の制度から、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度への移行を行う。

2 中小企業組合の組織の活性化

中小企業団体の組織に関する法律を改正し、事業協同組合、企業組合又は協業組合から株式会社又は有限会社への組織変更を可能とする規定を創設するとともに、商工組合による安定事業及び合理化事業を廃止する。

3 中小企業者の行う技術に関する研究開発に対する支援の強化

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法を改正し、エンジェル税制の対象となる特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、新株引受権の付与に関する商法の特例を創設する。

4 附則

(1) 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定については、公布の日、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日及び平成12年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

所要の経過措置に関する規定等を設ける。

(3) 検討

政府は、施行の日から平成17年3月31日までの間に、改正後の中小企業信用保険法に規定する特定社債保険の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 中小企業者の直接金融による資金調達手段の多様化を図る重要性にかんがみ、特定社債保険の対象中小企業者の要件の決定に当たっては、将来性・成長性のある中小企業者を広く視野に入れていくことに努めるとともに、本法の施行状況に応じその見直しについて柔軟に対応すること。

2 既存の事業者や起業家による新事業開拓や創業の円滑化に資するよう事業協同組合、企業組合等中小企業組合制度の活用の促進、制度の改善に引き続き努めること。

3 創業・ベンチャー企業支援の必要性及び小規模企業者等既存の中小企業者支援の重要性の観点から、隨時政策評価を行い経済情勢の変化等を迅速・的確に中小企業政策に反映していくこと。

4 中小企業・ベンチャー企業政策における税制の重要性にかんがみ、エンジェル税制について更なる制度の拡充を図るほか、留保金課税制度の改善に向けた検討を行うこと。

右決議する。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要 旨】

本法律案は、技術、人材その他我が国に蓄積された産業資源の活用による新事業の創出

を促進するため、新たな事業分野の開拓を行う事業者に対し、直接的な支援措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の整備、定義の追加

新商品の生産、新役務の提供等により新たな事業分野を開拓しようとする事業者を直接支援対象とするために目的を整備するほか、新事業分野の開拓に関する定義を追加する。

2 基本方針の策定、実施計画の認定

新事業の創出を促進するために策定する主務大臣の基本方針に、新たに新事業分野開拓の促進に関する事項を追加とともに、主務大臣は新事業分野を開拓する事業者が策定した実施計画を一定の要件の下に認定することができるものとする。

3 実施計画に関する支援措置等

(1) 主務大臣の認定を受けた実施計画（以下、「認定計画」という。）を実施する事業者（以下、「認定事業者」という。）に対する産業基盤整備基金の業務の追加

イ 認定計画の実施に必要な資金を調達するために認定事業者が発行する社債及び資金借入れの債務保証を行う。

ロ 認定計画の実施に必要な資金のために出資を行う。

(2) 認定事業者が株式会社（「認定会社」という。）の場合における商法の特例措置

イ 一定の要件の下、無議決権株式（優先株等）の発行上限の引上げ及び優先配当をしなくてよい期間の延長を行うことのできる特例を設ける。

ロ 一定の要件の下、新株引受権（ストックオプション）の発行限度枠の上限を発行済株式総数の3分の1に引き上げることができることとするほか、外部の特定の支援者にも新株引受権を付与できるようにする特例を設ける。

ハ 一定の要件の下、事後設立における検査役調査に関する特例を設ける。

(3) 認定事業者が中小企業者の場合における中小企業信用保険法の特例

新たに設ける新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に特別枠の設定、保険金額の増額及び保険料率の引下げ等の中小企業信用保険法上の特例措置を講ずる。

4 その他の支援措置

産業基盤整備基金は特定投資事業組合（認定事業者に対する投資を業務とする一定の投資事業組合をいう。）に対し、出資を行うことができる。

5 その他

(1) 新事業分野開拓の促進に関する措置については、平成17年3月31日までに廃止を含めて見直しを行う。

(2) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法を廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

1 本法の運用に当たっては、実施計画申請の手続を簡素化するなど、利用者の利便性に配慮するとともに、認定事業者等が各種支援策を十分に活用できるようその周知徹底を図ること。

2 新事業分野開拓における資金調達の円滑化に資する中小企業等投資事業有限責任組合に対する支援施策の拡充のほか、中小企業投資育成株式会社、都道府県ベンチャー財團

等の活用による民間の誘発投資、協調投資の促進に努めること。

3 中小企業技術革新制度（日本版S B I R制度）について、参加省庁、機関の拡大及びその予算額の一層の確保に努めること。

4 ベンチャー企業等に対し、国有特許等の円滑な活用、特許料の軽減等について早急に検討し、実現に努めるとともに、産学連携を一層推進し、その実効が確保されるよう各般の措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	中小企業基本法等の一部を改正する法律案	衆	11.10.29	11.11.17	11.11.24 可決	11.11.25 附帯決議可決	11.11.5 商工	11.11.16 附帯決議	11.11.16 可決
					○11.11.17 参本会議趣旨説明 ○11.11.5 衆本会議趣旨説明				
72	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案	#	11.19	12.8 (予備)	12.14 可決 附帯決議	12.14 可決	11.30 商工	12.8 可決 附帯決議	12.9 可決
73	新事業創出促進法の一部を改正する法律案	#	11.19	12.8 (予備)	12.14 可決 附帯決議	12.14 可決	11.30 商工	12.8 可決 附帯決議	12.9 可決